

## 戸田市公用車の貸出しに関する要綱

平成27年3月30日市長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、町会及び自治会の地域活動を支援するため、市が管理する自動車（以下「公用車」という。）を公務に支障のない範囲において貸し出すことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸出対象車)

第2条 貸出しができる公用車（以下「貸出公用車」という。）は、次に掲げる種類の公用車で、市長が指定する公用車とする。

- (1) 小型トラック
- (2) バン

### (対象者)

第3条 貸出公用車を使用することができるものは、市内の町会及び自治会とする。

### (使用用途)

第4条 貸出公用車の貸出しは、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 町会及び自治会の総会を経た年間事業計画に基づく活動の用に供するとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めた活動の用に供するとき。

### (使用地域)

第5条 貸出公用車の使用地域は、市内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

### (貸出日時)

第6条 貸出公用車は、次に掲げる日（12月29日から翌年1月3日までの日は除く。）の午前8時30分から午後5時まで貸し出すものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(貸出制限)

第7条 貸出公用車の貸出しは、1団体当たり1週間に2日を限度とする。

(使用申請)

第8条 貸出公用車を使用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、貸出公用車を使用する日の1月前から10日前までの間に、戸田市貸出公用車使用許可申請書兼誓約書(第1号様式。以下「申請書」という。)に貸出公用車を運転する者(以下「運転者」という。)の免許証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(特別の設備等)

第9条 申請者は、貸出公用車に特別の設備をするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第10条 市長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、戸田市貸出公用車使用許可書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。この場合において、市長は、申請者に対し管理上必要な条件を付することができる。

(使用の取消し等)

第11条 市長は、前条の規定により許可を受けた申請者(以下「許可者」という。)に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出公用車の使用を取り消し、又はその返還を命ずることができる。

- (1) 災害等により緊急かつやむを得ない理由により、貸出公用車を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 運行上その他の事情で貸出公用車に支障が生じたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(転貸等の禁止)

第12条 許可者は、貸出公用車を転貸し、又は貸出しを受けた目的以外に使用してはならない。

(貸出し及び返却)

第13条 使用者は、原則として定められた保管場所から貸出公用車の貸出しを受け、当該保管場所に返却するものとする。

2 許可者又は運転者（以下「使用者」という。）は、貸出公用車を返却するときは、貸出公用車の清掃を行い、使用した相当分の燃料を補給した上で、貸出公用車に備え付けてある運転日誌の記載及び燃料補給に係る領収書の写しを添付し、市長の検査を受けるものとする。

3 前項に規定する検査の結果、使用した相当分の燃料を補給していないときは、市長は使用者に燃料費相当額を請求することができるものとし、使用者は市長が指定する方法により遅滞なく納付しなければならない。

4 貸出公用車を2日以上にわたり使用する場合は、使用日ごとに、貸出公用車を定められた保管場所に返還するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(交通事故の処置)

第14条 貸出公用車の運転者及び同乗者は、交通事故が発生したときは、法令上の処置を取るとともに、直ちに次に掲げる順序により事故処理をするものとする。

- (1) 負傷者の救護処置及び救急車の要請
- (2) 二次的事故の防止処置及び道路上の安全確保
- (3) 所轄の警察署への通報
- (4) 目撃者の確保及び現場状況の記録
- (5) 事故の相手方の連絡先等の確認
- (6) 市長への事故状況の報告

(事故等の届出)

第15条 前条第6号に規定する報告は、戸田市貸出公用車事故届出書（第3号様式）により、使用者が市長に届け出るものとする。

2 使用者は、交通事故が発生したときは、市が加入している自動車保険の加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく提出するものとする。

3 使用者は、貸出公用車を損傷し、又は亡失したときは、遅滞なく、戸田市貸出公用車損傷等届出書（第4号様式）により市長に届け出るものとする。

（損害賠償）

第16条 使用者は、交通事故等により第三者に損害を与えたときは、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の約款等に基づき、市及び保険加入先と処理方針等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決しなければならない。

2 使用者は、交通事故等を起こした場合、市が加入している自動車保険で補填されない部分については、使用者の責任において、損害賠償を行わなければならない。

3 使用者は、交通事故以外で貸出公用車を損傷し、又は亡失したときは、使用者の責任において原状に復し、又は市に対し損害賠償を行うものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。